

大町市上下水道事業管理規程第4号

大町市ディスポーザ排水処理システム取扱規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、大町市公共下水道条例施行規程（平成26年上下水道事業管理規程第4号）第5条第2項の規定に基づき、生ごみを粉砕し、排水処理装置で処理し、その排水を公共下水道施設又は農業集落排水施設へ排除するディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の基準)

第2条 設置することができるシステムは、公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準」という。）に基づく適合評価を受けたものとする。

(設置の確認)

第3条 システムを設置しようとする者は、大町市公共下水道条例（平成8年条例第32号）第9条第1項又は大町市農業集落排水施設条例（平成8年条例第30号）第7条第1項の規定による管理者の確認を受ける際に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置及び維持管理計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）
- (2) システムの構造に関する仕様書及び図面
- (3) 性能基準に適合することを証する書類の写し
- (4) システムの維持管理業務の委託に係る計画書の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 システムを設置しようとする者は、工事完了後、大町市公共下水道条例第11条第1項又は大町市農業集落排水施設条例第9条第1項の規定による管理者の検査を受けなければならない。

(維持管理)

第4条 システムを使用する者（以下「使用者」という。）は、当該システムの性能を保持するため、計画書に基づき適正に管理しなければならない。

- 2 使用者は、システムの維持管理に関し、管理者の指示に従うものとする。
- 3 使用者は、システムから発生する汚泥、乾燥ごみ等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令の規定に基づき、適正に処理しなければならない。
- 4 使用者は、システムの使用により公共下水道施設、農業集落排水施設又は排水施設に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、直ちに管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(資料の保管及び提出)

第5条 使用者は、設置したシステムの維持管理に関する資料を3年間保管しなければならない。

2 使用者は、管理者がシステムの維持管理の状況を確認するために前項の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

(使用者等の変更)

第6条 使用者又はシステムの維持管理業務に係る委託契約を締結した維持管理業者に変更があったときは、使用者又は新たに使用者となった者は、使用者・維持管理業者変更届（様式第3号）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 管理者は、必要があると認めるときは、システムの設置者の協力を得て、当該設置者から必要な報告を求め、システムの維持管理状況について、立入調査をすることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。